

(別紙)

パブリックコメントでいただいたご意見の概要及び回答

御意見の概要	御意見に対する考え方
<p>リサイクル事業については、専門性が存在し、また国際的にも廃棄物処理等はそれを行う国の責任が重いものであるが、よって、リサイクル事業については、「成年被後見人または被保佐人でないこと」という条件を、権利拡大のために緩くするわけにはいかず、「成年被後見人または被保佐人」を条件として、より広い対象が、「判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」とするべきであると考えます。</p> <p>成年被後見人または被保佐人は、その意思表示すら行う事が困難であり、またそもそも行っても後見人や保佐人により容易に取消を受けてしまうものであるが、これがために、後見人や保佐人及びその周辺の者により、成年被後見人や被保佐人が、傀儡としての扱いを受ける事態が生じるかもしれない事を危惧する(そして、ある事業者における役員としての退任も意思表示の取消によって行えない、といった事態も生じるかもしれないと危惧する。)</p> <p>その様な事態になれば、リサイクル事業について、国内外各所においての問題事態を生じさせる可能性があると考えるのであるが(産業廃棄物処理などで、本来行うべき処理をせずに不法投棄をする事によって利益を得る等。問題ある物品・物質の輸出入をする等。)、それは問題であるので、本改正によっては、「判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」という条件については、「成年被後見人または被保佐人」を基本として含むものという解釈を行うようにしていただきたい(「判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」の一例として、「成年被後見人または被保佐人」が箇条書き項目の一つとして記述されている様な例示がなされると適切と考える。)</p>	<p>○成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律は、成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等を資格・職種・業務等から一律に排除する規定等(欠格条項)を設けている各制度について、心身の故障等の状況を個別的、実質的に審査し、制度ごとに必要な能力の有無を判断する規定(個別審査規定)へと適正化するものです。</p> <p>○今回の省令改正は、上記法改正の趣旨を踏まえ、省令において欠格条項を設けている各制度について、個別審査規定へと適正化するものです。審査においては、それぞれの資格等の趣旨、目的及び内容等に応じ、業務を適正に行うに当たって必要な、認知、判断、意思疎通に係る能力が備わっているか否かにより判断することとなります。</p> <p>このため、意思表示が困難である場合などは除外されることとなり、またリサイクル事業の実施に関し、不正行為を行う恐れがある場合などの基準等が規定されております。(容器包装リサイクル法施行令第9条第1項第2号ホ、家電リサイクル法施行令第4条第1項第2号ホ、自動車リサイクル法第45条、同法第56条、同法第62条第1項第2号ホ、自動車リサイクル法施行令第17条第1項第2号ロ、使用済指定再資源化製品の自主回収及び再資源化の認定に関する省令第1条第1項第4項)</p> <p>○引き続き適正なりサイクル法の施行がなされるよう進めてまいります。</p>